平成　　年　　月　　日 発行
ご質問･ご相談ありましたら下記まで。

配信者　札幌司法書士会
企業法務推進委員会
札幌中央区大通西１３丁目４番地
０１１－２８１－３５０５

中小企業経営のための豆知識 No. 8

会社の機関設計：取締役会設置会社か非設置会社か

会社法の規定では株式会社に必要な機関として株主総会、取締役・代表取締役を置くことと定められています。さらに必要に応じて取締役会や監査役、会計監査人などを置くことが出来ることになっています。その機関設計において、取締役会を設置するか、しないかで生じる違いについて解説します。

Q 取締役会設置会社とは？

A 取締役会設置会社とは、会社法の規定により取締役会を置かなければならない株式会社および取締役会を置く株式会社のことをいいます。

これに対して、取締役会を置かない会社を「取締役会非設置会社」ということがあります。ただし、「取締役会非設置会社」の呼称は会社法上の正式名称ではなく、会社法に直接の規定はありません。

Q 取締役会設置会社とするのが義務となる場合はありますか？

A 原則として会社法では株式会社に取締役会を設置することを義務としていません。これに対して、公開会社などの場合には、取締役会設置が義務付けられています。（会社法３２７①）

Q 取締役会を置かない会社のメリット・デメリットは？

A 取締役会を置かない会社においては、会社の業務執行の決定はすべて株主総会で行うことになります。株主が少人数の場合には迅速に意思決定して業務遂行することができます。

取締役会を置かない会社では取締役の人数制限はありません。１人以上いれば良いことになります。監査役・会計参与等を置くのも任意です。小規模・少人数の会社の場合にこの点からも有利といえます。

どちらかというと小規模少人数の会社に向いた制度ということになりますので会社の規模が大きくなってきて、株主・役員の人数も増えてくると株主総会の開催も頻繁に出来なくなり迅速な意思決定が出来なくなることがあります。

Q 取締役会設置会社のメリット・デメリットは？

A

取締役会設置会社では、業務執行の決定は取締役会ですることになるので、その都度株主総会を開催する必要がなくなります。その結果、迅速に会社経営をすることができるようになります。逆に株主総会の権限が少なくなり、取締役会設置会社における株主総会は、会社法に規定された事項または定款に規定した事項についてしか決議ができません（会社法 295②）。

取締役会設置会社では取締役は３人以上が必要になります。監査役または会計参与も必要になるので、必要な人材の人数を確保しなければなりませんし、役員報酬の負担も増えることになります。

また、取締役会があると対外的に信用度が高まり、融資や取引において有利になります。

手続面では、株主総会の招集通知が取締役会非設置会社であれば、定款で１週間以内に短縮できますが、取締役会設置会社の場合には、公開会社では２週間前、非公開会社では１週間前までにしなければなりません。

Q 小規模同族会社なら取締役会を置かない会社の方が良いでしょうか？

A

人数も少なく、株主イコール取締役というような場合であれば取締役会を置かない会社とするのが良いケースです。ただし、小規模な会社でも株主の人数が多いとき、株主ではない取締役がいるとき、などの事情があると取締役会設置会社とする方が有利になることが考えられます。

Q 取締役会を置かない会社であるところを、取締役会設置会社に変更すること、またはその逆の変更はすることができますか？

A

株主総会において定款変更決議をすることにより取締役会を置かない会社であるところを取締役会設置会社に変更できます。これにより取締役を増員選任したり、監査役を選任したりする必要が生じることがあります。また逆に取締役会設置会社を、取締役会を置かない会社に変更することもできます。この場合にも役員についての変更を伴うことがあります。また会社定款についてもいくつかの点で連動して変更する必要が生じます。

詳しくは司法書士にご相談下さい。